

## 郡山市上下水道局工事成績評定要綱

平成19年4月1日制定  
(令和8年4月1日最終改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施により工事検査の適正化を図り、もって工事の適正かつ効率的な施行を確保し、工事に関する技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、解体工事（構造物撤去工事等も含む）を除き1件の契約金額が500万円以上の工事について行うものとし、考査項目別運用表兼プロセスチェックリストを利用する。

### (評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

第1評定者 所属課等の担当監督員

第2評定者 所属課等の担当係長等

第3評定者 郡山市上下水道局工事等検査実施要綱（昭和63年7月1日制定）第4条の規定に基づき検査員として指定された者

### (評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと及び評定者ごとにそれぞれの確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。

### (評定の時期)

第6条 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については工事が完成したとき、第3評定者については検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

### (評定表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、1,500万円未満の契約金額に係る工事にあつては工事を担当する課の長（以下「工事担当課長」という。）に、遅滞なく工事成績評定表を提出するものとする。

1,500万円以上の契約金額に係る工事にあつては総務課長を経るものとする。

### (評定の結果の通知)

第8条 評定を行ったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、評定の結果を郡山市上下水道局工事成績評定通知実施要領（平成19年4月1日制定）に基づき通知するものとする。

### (評定の修正)

第9条 前条の規定により通知した後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、当該通知に係る評定の修正を行うものとする。

2 前項の規定により評定の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知す

るものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は第9条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（「市の休日」を含む。）以内に、書面により、上下水道事業管理者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 上下水道事業管理者は、前項の説明を求められたときには、書面により回答をするものとする。この場合において、必要と認めるときは、上下水道事業管理者は、郡山市上下水道局工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を求めることができる。

(郡山市上下水道局工事成績評定評価委員会)

第11条 前条第2項の規定による説明の求めに対する回答その他工事の評定に関し、必要な事項について審議するため、評価委員会を置く。

(評定表の引継ぎ)

第12条 工事を担当する課の長は、工事が終了した日の属する年度の翌年度の5月31日までに工事成績評定表を総務課長に送付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評定並びに評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。